

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	準夜間小児初期救急医療事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	青山敏郎
		担当者名	田村隆夫	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	準夜間小児初期救急医療事業（24-38-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	荒川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。				
対象者等	15歳未満の初期救急医療を必要とする患者				
内容	<p>（荒川区小児初期救急診療所の概要）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開設日 平成18年6月7日 2 診療時間 平日(月曜日～金曜日)の19時～22時まで(準夜間の3時間) 3 対象者 15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 診療医師 小児科専門医など小児科医師が診療 5 開設場所 荒川区医師会館（荒川区西日暮里6-5-3） 				
経過	<p>平成14年度 都は平成18年度までに各区における平日準夜間(概ね午後5時～午後10時までの間の3時間程度)の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、助成を開始</p> <p>平成16年度 検討開始、医師会等関係機関と協議、検討</p> <p>平成18年度 施設開設</p>				
必要性	病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行するうえでも、事業の必要性は高い。				
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>荒川区医師会に委託し、小児科専門医の診療により社団法人荒川区医師会平日準夜間小児初期救急医療センター（荒川区医師会館1階）において実施。対象者20,074人(人口一覧表平成20年1月1日現在による)</p> <p>東京都から、小児初期救急平日夜間診療事業補助金、小児初期救急施設整備費補助金、小児初期救急設備整備補助金の交付を受けた。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）						
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額					50,829	25,247	25,058
決算額（20年度は見込み）					46,552	23,939	25,058
人件費					1,708	1,708	
【事務分担当】（%）					20	20	
合計（+）	0	0	0	0	48,260	25,647	25,058
国（特定財源）							
都（特定財源）					8,605	3,675	3,727
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	39,655	21,972	21,331
実績の推移							
	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	受診者数					893	942

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報償費	協議会運営委員謝礼	26	協議会運営委員謝礼	0	協議会運営委員謝礼	104
	食糧費			協議会運営用食糧費	0	協議会運営用食糧費	4
	委託料	準夜間小児初期救急医療運営委託費	19,771	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,939	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,750
	負担金補助及び交付金	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	26,754	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	0	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	1,200

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	一日あたりの平均受診者数		4.4人	3.8人	4.1人		

（問題点・課題分析）	区内1箇所では、受診しにくいという声の一部があるが、現施設の利用状況や医師の確保の状況を勘案しながら判断する必要がある。
他区の実況	（実施 16 区 未実施 区） 平日夜間小児初期救急事業実施区・・・板橋区、江戸川区、葛飾区、江東区、品川区、杉並区、墨田区、世田谷区、台東区、中央区、中野区、練馬区、千代田区、大田区、北区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として欠かせない事業であり、引き続き実施する必要がある。

議会議決要旨	平成16年二定 小児初期救急診療について 平成18年二定 センターでの電話相談の実施について
--------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	妊娠中毒症等医療給付事務	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	西尾幸一	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	妊娠中毒症等医療給付事務（26 - 72 - 16 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	母子保健法
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区医療費助成事業実施要綱
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	妊娠高血圧症候群等は、妊産婦の死亡原因となるとともに、未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、出生児に対する影響も著しいので、早期に適切な医療を受けることを容易にするため、これに必要な医療費の助成を行なう。				
対象者等	妊娠により入院医療を必要とする 妊娠高血圧症候群等 糖尿病 貧血 産科出血 心疾患及びその続発症のうち、認定基準を満たすものの中で、前年度総所得税額が30,000円以下の世帯に属する者又は入院見込期間が26日以上の方				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠高血圧症候群等の医療助成制度 助成医療費は、妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用のなかで、医療保険を適用して生ずる自己負担額である。 ・手続方法 助成の申請は医療費助成を受けようとする妊産婦若しくは配偶者であって、申請書に診断書・住民票・世帯調書・所得証明書を添付して、保健所に申請、医療助成の対象者と認定したときには、医療券を申請者に交付する。 				
経過					
必要性	妊産婦の死亡や未熟児等の発生を防ぐために必要不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	131	74	74	74	393	417	74
	決算額（20年度は見込み）	127	0	71	0	393	416	74
	人件費				431	854	854	
	【事務分担当】（%）				5	10	10	
	合計（+）	127	0	71	431	1,247	1,270	74
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	127	0	71	431	1,247	1,270	74	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	申請件数	2	0	1	0	3	2	1

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	妊娠中毒症事務費	1	妊娠中毒症事務費	1	妊娠中毒症事務費
扶助費	妊娠中毒症医療費	392	妊娠中毒症医療費	416	妊娠中毒症医療費	73	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	申請件数	0件	3件	2件	1件		

（問題点・課題分析）	特段の問題点、課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	妊産婦の死亡や未熟児等の発生を予防するため必要な事業であり引き続き実施する。

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	未熟児養育医療給付	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	西尾幸一	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	未熟児養育医療給付(26-72-32-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	母子保健法第20条
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区医療費助成事業実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	未熟児は、正常の新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかり易く、その死亡率はきわめて高いばかりか心身の障害を残すことも多い。したがって出生後、速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、母子保健法の規定により、これらの未熟児に対し、指定養育医療機関において、これに必要な医療の給付を行う。				
対象者等	出生児体重2,000g以下のもの又は生活力が特に薄弱であって、一般状況、体重・呼吸器・循環器・消化器・黄疸などの症状が、母子保健法に規定する未熟児で医師が入院養育を必要と認めたもの。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請方法 給付の申請は保護者が行なうこととし、申請書に意見書・世帯調書及び各種所得証明書を添付し、保健所長に申請する。養育医療の給付を決定したときは、医療券を保護者に交付する。 ・給付の内容 指定医療機関における入院医療の給付の範囲は、診察・薬剤または治療材料の支給・手術・病院への収容で、公費負担額は各種保健を適用して生ずる自己負担額である。なお、自己負担額のうち、母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額を保護者から徴収することとなっているが、区では乳幼児医療券が交付されている世帯には、保護者からの委任状により衛生費と民生費の振替納入方法を利用し、区民のサービス向上と所管事務の能率を図っている。 				
経過					
必要性	未熟児の死亡率を低下させる援助であり必要不可欠である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	6,960	8,570	11,085	20,050	11,574	21,545	8,480
	決算額（20年度は見込み）	5,916	7,937	11,082	16,900	5,942	18,200	8,480
	人件費				2,586	854	854	
	【事務分担当】（%）				30	10	10	
	合計（+）	5,916	7,937	11,082	19,486	6,796	19,054	8,480
	国（特定財源）	10,906	2,252	3,540	8,455	3,392	7,391	3,730
	都（特定財源）							
その他（特定財源）	1,261	1,657	2,139	1,050	1,247	1,770	1,631	
一般財源	-6,251	4,028	5,403	9,981	2,157	9,893	3,119	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	申請件数(実人数)	34	32	42	30	27	45	30
	申請件数(延人数)	79	91	114	91	67	107	100

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需要	消耗品	0	消耗品	0	消耗品	2
	委託料	事務費	3	事務費	6	事務費	5
	扶助費	医療費	5,939	医療費	18,194	医療費	8,473

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	申請件数（実人数）	30件	27件	45件	30件		
	申請件数（延人数）	91件	67件	111件	100件		

（問題点・課題分析）	特段の問題点・課題はない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	未熟児の死亡率を低下させるため重要な事業である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	小児慢性疾患医療費助成	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	望月茂男	内線	433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	8年度	根拠法令等	児童福祉法第21条の9の2
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	慢性疾患により長期にわたって療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究に資する医療の給付等を行う。				
対象者等	荒川区に住所を有する18歳未満で、小児慢性疾患の対象疾患及び当該疾患の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。ただし、18歳に達した時点で小児慢性疾患医療券を有し、引き続き医療を受ける必要がある場合に限り20歳未満の者も助成の対象とする。				
内容	助成内容 1. 対象児童が医療保険各法の被扶養者である場合は、医療保険各法による医療給付を適用し、その額から自己負担限度額を控除した額を助成する。 なお、重症患者認定に認めれた場合は自己負担限度額はない。 2. 高額療養費制度に該当する場合は、その限度から月額負担限度額を控除した額を小児慢性疾患で助成する。 3. 対象児童が生活保護を受けている場合は、その医療費を小児慢性疾患で助成する。 4. 入院時食事標準負担額（ただし、一部の疾病は対象外）を助成する。 5. 治療に要する補装具・訪問看護療養費を助成する。				
経過	平成17年4月1日 厚生事務次官通知に伴う事業から児童福祉法に基づく事業となる。				
必要性	小児慢性疾患に罹患している児童が適切な医療サービスを受け、経済的な負担を軽減するために必要である。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（20年度は見込み）							
	人件費				563	427	427	
	【事務分担当】（%）				21	5	5	
	合計（+）	0	0	0	563	427	427	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	563	427	427	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	申請件数	298	276	276	247	118	120	120

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題分析）	<p>特段の問題点、課題はない。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	小児慢性疾患に罹患している児童等の療養支援のため必要な事業である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	育成医療給付	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹筥右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	育成医療給付（26-72-48-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	障害者自立支援法第58条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	障害者自立支援法の規定により、身体に障害のある児童に対し指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の支給を行う。				
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、身体障害者福祉法の規定による身体上の障害を有する者又は現存する疾患を放置すると将来において同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療効果が期待できるもの。				
内容	<p>申請方法等 申請は育成医療を受ける者の保護者が申請書、医療意見書、世帯調書、所得税額証明書等を保健所長に提出する。育成医療の給付を決定したときは、受給者証を保護者に交付する。</p> <p>給付の内容 指定医療機関における診察・薬剤又は治療材料・治療用補装具の支給、医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術（マッサージ）、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送。給付対象の児童が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法による医療の給付が優先し、その残額から自己負担額を控除した額を育成医療で給付する。また、育成医療の給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額を育成医療で給付する。指定医療機関は、育成医療の支給に要する費用のうち、1割相当額を保護者から徴収する。ただし、保護者の区民税額・所得及び患者の障害等により負担限度が設定されている。</p>				
経過	平成11年度までは東京都が内容の審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所は申請書の受理、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により国事業が移行され、審査・認定は東京都で、受給者証の交付・医療の給付事務は区で行うようになった。				
必要性	障害を抱えている子どもたちが現在効果的かつ必要な治療を受けることにより、生活能力の取得により自立が可能となるように支援することが求められている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	13,155	4,380	4,322	4,300	3,804	2,973	2,138
	決算額（20年度は見込み）	12,848	3,261	3,213	4,298	2,708	925	
	人件費				1,724	2,989	854	
	【事務分担当】（%）				20	35	10	
	合計（+）	12,848	3,261	3,213	6,022	5,697	1,779	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）	12,848	3,265	3,213	4,298	2,710	925		
その他（特定財源）								
一般財源	0	-4	0	1,724	2,987	854	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	申請件数	48	38	40	40	47	29	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	一般需用費	消耗品	2	消耗品	1	消耗品	4
	委託料	事務費	6	事務費	3	事務費	5
	扶助費	医療費	2,700	医療費	921	医療費	2,129

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	自立支援（育成医療）認定者	45	46	43	40	45	

（問題点・課題）	<p>育成医療の申請は、ここ数年、年間40件前半で推移している。申請者の所得制限の導入、自己負担限度額の設定等、件数に比して、受付説明・処理事務が煩雑になっている。</p> <p>区においては、平成19年4月より生まれてから中学校3学年終了までの子供を対象に、入院、通院に関わらず医療保険適用の自己負担分を助成する「子ども医療助成事業」が施行されたことにより、「育成医療」より「子ども医療助成」を選択する対象者の増加が予想される。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
係内研修の充実	事務処理の効率化
「子ども医療助成事業」との関係	選択権は区民にあるが、障害者自立支援法に基づく育成医療が、子ども医療助成事業に優先することをていねいに説明することにより、理解を得るよう努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	身体に障がいのある児童等の自立を支援するため必要な事業である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	療育医療給付	部課名	健康部保健予防課	課長名	鷹筥右子
		担当者名	中村	内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	療育医療給付（26-72-48-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠法令等	児童福祉法21条の9
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	小児医療の充実[03-05]			
目的	骨関節結核及びその他の結核にかかっている児童に対し指定医療機関に入院させて専門的な医療の給付を行うとともに、この間の療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるに必要な学用品の給付を行う。				
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核及びその他の結核にかかっている者のうち、その治療のため医師が入院を認めた者。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請方法 申請は療育給付を受ける児童の保護者が申請書・意見書・世帯調書・所得税額証明書等を保健所長に提出する。内容を審査のうえ給付を決定したときは、医療券を保護者に交付し、必要事項を指定療育機関に通知する。 ・給付内容 指定療育機関における入院医療並びに日用品（療養生活に必要な物品）及び学用品（就学児童に対して、必要な物品）の給付。療育医療を受ける児童が、感染症法第37条、第37条2項による承認患者である場合及び医療保険各法による被扶養者等である場合は、それぞれ感染症法及び医療保険各法が優先する。したがって、これらの法律による給付の残額を療育給付で給付する。また、感染症法の適用がない期間については、療育給付額が高額療養費制度に該当する場合はその限度額まで療養給付の給付額になる。療育に要する経費のうち、徴収基準額により算出した額を保護者から徴収する。但し、荒川区乳児医療券該当者については摘要額まで荒川区で負担する。 				
経過	平成11年度までは、東京都が内容を審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所については申請受付、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により区に事業が移行され審査・認定・医療券の交付・医療の給付事務も区で行うようになった。				
必要性	結核に罹患している児童が入院した場合、適切な医療サービスを受けさせ、保護者の経済的な負担を軽減することが求められている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	99	107	107	107	107	107	107
	決算額（20年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0
	人件費				603	427	854	
	【事務分担当】（%）				7	5	10	
	合計（+）	0	0	0	603	427	854	0
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	申請件数	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	委託料	事務費	0	事務費	1	事務費	1
	扶助費	医療費	0	医療費	106	医療費	106

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	申請件数	0	0	0	0	0	実績及び推計数値

（問題点・課題）	特別区に事務移管された平成12年度から18年度まで実績がない。国の法定事務であり、区に裁量の余地は少ない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	結核り患児の入院費用等を助成する事業であるが申請はほとんどないため現状を維持する。

議会議決要旨	
--------	--